

米原市工場等誘致条例施行規則新旧対照表

改正後	現 行	改正理由
<p><u>米原市企業立地促進条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>米原市企業立地促進条例</u>（平成19年米原市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請等)</p> <p>第2条 条例第4条第3項の規定により、指定を受けようとする企業は、新設または増設（以下「新增設」という。）<u>に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の通知日から、工事の着手日までに企業指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に、工場等新增設計画書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(奨励金の内容)</u></p> <p>第4条 <u>条例第5条に規定する工場等設置促進奨励金、雇用促進奨励金、従業員家賃手当奨励金および工場等設備投資促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付要件等は、別表のとおりとする。</u></p>	<p><u>米原市工場等誘致条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>米原市工場等誘致条例</u>（平成19年米原市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請等)</p> <p>第2条 条例第4条第3項の規定により、指定を受けようとする企業は、新設または増設（以下「新增設」という。）<u>の工事の着手日までに企業指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に、工場等新增設計画書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(奨励金の額)</u></p> <p>第4条 <u>条例第5条第1項に規定する工場等設置促進奨励金の額は、当該指定に係る工場等が事業の用に供した日以後において、当該工場等および事業の用に供する土地に対して初めて固定資産税等（当該工場等に係る土地、建物および償却資産に対して賦課される固定資産税ならびに都市計画税をいう。また増設に係るものについては既設部分は対象としない。以下同じ。）</u></p>	<p>すでに市内で操業している企業も利用しやすい支援制度に拡充したため。</p> <p>条例の名称変更に伴い、文言を修正するため。</p> <p>企業指定申請書を提出するタイミングを具体的にするため。</p> <p>別表の中に、交付要件と奨励内容を整理し、わかりやすくするため。</p>

が賦課される年度から3年間における各年度の当該固定資産税等の額に、次に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

	新增設
第1年度	100分の100
第2年度	100分の75
第3年度	100分の50

2 前項の規定にかかわらず、第3年度の奨励金の額を算定する場合において、指定企業が、次の各号の全ての要件に該当するときは、第3年度の割合を100分の55とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当していること。

ア 指定企業の常用雇用者（条例第2条第5号に規定する常用雇用者をいう。以下この条において同じ。）で、条例第4条第1項の指定に係る工場等に1年以上継続して雇用されている者のうち、次条に規定する申請をした日において、市内に3月以上住所を有する者の数が半数以上であること。

イ 指定企業の雇用者で、条例第4条第1項の指定に係る工場等に1年以上継続して雇用されている者のうち、次条に規定する申請をした日において、市内に3月以上住所を有する障がい者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する障害者をいう。）の数が、同法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を上回る数であること。

(2) 次の各号のいずれかの地域貢献または交流のための取組を実施していること。

工場等設置促進奨励金の3年度間の奨励額を、新增設した工場等に課税される固定資産税等の相当額に変更するため。

同上

- ア 次世代育成に関する取組
- イ 環境保全に関する取組
- ウ 障がい者福祉に関する取組
- エ 人材育成に関する取組
- オ 文化・スポーツ振興に関する取組
- カ その他市長が適当と認める取組

3 第1項に規定する当該工場等に係る土地、建物および償却資産は、当該工場等の用に供するものとして市長が認めた部分とし、これ以外の部分がある場合には、その面積、評価額等で按分して、奨励金の額を算出するものとする。

別表の中に記載し、わかりやすくするため。

4 条例第5条第2項に規定する雇用促進奨励金の額は、同項に規定する者の数に20万円（障がい者にあつては40万円）を乗じて得た額とし、交付対象となる3年度間の当該雇用者の総数は200人を限度とする。ただし、各年度の当該雇用者の数は、前年度までに交付対象となった雇用者数の合計を除いた数とする。

別表の中に記載し、わかりやすくするため。

別表

奨励金の種類	交付要件	奨励内容
工場等設置促進奨励金	<p>条例第4条に規定する企業の指定を受けた企業で、新增設した工場等が事業を開始していること。</p>	<p>条例第5条第1項に規定する工場等設置促進奨励金の額は、当該指定に係る工場等が事業の用に供した日以後において、当該工場等および事業の用に供する土地に対して初めて固定資産税等（当該工場等に係る土地、建物および償却資産に対して賦課される固定資産税ならびに都市計画税をいう。また増設に係るものについては既設部分是对象としない。以下同じ。）が賦課される年度から3年間における各年度の当該固定資産税に相当する額（千円未満の端数が生じるときは、こ</p>

各奨励金別に、個別の要件と奨励内容を整理するために、別表を設ける。

		<p>れを切り捨てるものとする。)とする。  ただし、当該工場等に係る土地、建物および償却資産は、当該工場等の用に供するものとして市長が認めた部分とし、これ以外の部分がある場合には、その面積、評価額等で按分して、奨励金の額を算出するものとする。</p>		
<p><u>雇用促進奨励金</u></p>	<p><u>条例第4条に規定する企業の指定を受けた企業で、新增設した工場等が事業を開始していること。</u></p>	<p><u>条例第5条第2項に規定する雇用促進奨励金の額は、同項に規定する者の数に20万円（障がい者にあつては40万円）を乗じて得た額とし、交付対象となる3年度間の当該雇用の総数は200人を限度とする。ただし、各年度の当該雇用の数は、前年度までに交付対象となった雇用</u></p>		

		者数の合計を除いた 数とする。
従業員家賃手当奨励 金	<p>条例第4条に規定する企業の指定を受けた企業で、新增設した工場等が事業を開始しており、次に該当する雇用者に対し、家賃手当を支給している企業であること。</p> <p>(1) 工場等の新增設に伴い、新たに雇用された者。</p> <p>(2) 市内に住所を有する者であること。</p> <p>(3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないもの。</p> <p>(4) 居住する賃貸住宅の所有者が企業の指定を受けた企業でないこと。</p> <p>(5) 賃貸住宅は、公営住宅等の公的</p>	<p>条例第5条第3項に規定する従業員家賃手当奨励金の額は、対象となる雇用者に企業が、当該年度に支給する家賃手当に対し、2分の1を乗じた額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てたものとする。）で、月額1万5千円を限度とし、交付期間は当該指定に係る工場等を事業の用に供した日以降3年度間とする。ただし、雇用者が対象者に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月の前までとする。</p>

	<u>な住宅でないこ と。</u>	
<u>工場等設備投資促進 奨励金</u>	<u>条例第4条に規定す る企業の指定を受け た企業で、新增設し た工場等が事業を開 始していること。</u>	<u>条例第5条第4項に 規定する工場等設備 投資促進奨励金の額 は、当該指定に係る 工場等の建物および 償却資産の取得に要 した費用に対し、10 分の1を乗じた額 (千円未満の端数が 生じるときは、これ を切り捨てるものと する。)とし、5,000 万円を限度とする。</u>

様式第1号 略

様式第3号～様式第10号 略

様式第1号 略

様式第3号～様式第10号 略

条例および規則の題名を変更するため。

奨励金に従業員家賃手当奨励金および工場等設備投資促進奨励金を追加するため。